森林管理マニュアルの厳守及びコンプライアンスに対する基本方針

本「森林管理マニュアル」は、例外なく〜信州カラマツの故郷〜 佐久森林認 証協議会の全ての協議会役員、協議会構成員及び団体職員が守らなければならな い基本原則である。

これを守ることは、森林認証の目的を果たすだけでなく、公正かつ適切な経営 を実現し、本事業に与えられた社会的責任を果たすことにもつながる。

特に、公有林を対象とした森林管理は、地域の森林所有者や地域住民の模範となるべきものである。私たちは職位あるいは職務内容に関わりなく、皆が等しく、誠意誠心をもって、本マニュアル及び業務に関連する法令・ルールを主体的に遵守することにより、より一層、適正な地域文化を構築していくことを固く誓う。

平成29年(2017年)4月1日

~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会

会長 柳田 清二

~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会は、「佐久森林認証協議会 SGEC 森林管理指針」 を定め、地域住民はじをはじめ、県内外の皆様に広く周知します。

~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会 SGEC 森林管理指針

第1 認証対象森林の明示およびその管理方針の確定

- ① 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確で、申請者が当該森林の管理を行う法的権利と能力 を備え、その経営方針と実行・改善方針を備えます。
- ② 対象森林の所在場所別面積、人工林、天然林別、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林 調査簿類を常備します。
- ③ 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭にします。
- ④ 5 年を1期(5 年毎に樹立する10 年計画も含む。)とする森林経営計画又は森林整備計画等を遵守する森林管理計画を樹立し、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針を策定します。

第2 生物多様性の保全

- ① 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資すことを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針を定めます。
- ② 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素(天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など)を地図上で明らかにし、それらの保護・保全に関する管理方針を定めます。
- ③ 絶滅危惧 Ⅰ類、絶滅危惧 Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全を図ります。
- ④ 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めます。

第3 土壌および水資源の保全と維持

- ① 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や整備実施過程における悪影響を最小化するよう努めます。
- ② 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けるよう 努めます。
- ③ 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に実施します。
- ④ 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう十分に注意を払います。
- ⑤ 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払います。

第4 森林生態系の生産力および健全性の維持

- ① 森林資源調査等に基づいた 5 カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に 基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成 するとともに、これを適切に実行する体制を整備します。
- ② 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内とします。大面積皆伐は避け、必要な箇所では、 非皆伐施業を行ないます。また、非木材を含む林産物資源の収穫は、持続性を確保します。
- ③ 伐採後は計画期間内に確実に更新します。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、 適地適木の原則を守ります。
- ④ 天然林(萌芽更新により育成された森林を含む。)についても地域の特性を考慮し、的確な更新施業を行います。
- ⑤ 期間内における保育計画を明らかとし、現地の実態に応じて適切に行います。
- ⑥ 目標林型への誘導に必要な間伐を適切に計画し、間伐を的確に実行します。
- ⑦ 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策を図り、農薬など化学物質の使用は、法令を順守し、 かつ必要最小限の使途に留めます。
- ⑧ 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処を図ります。

第5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組み

- ① 日本の全ての法律及び日本が批准等をした全ての国際条約等を遵守します。
- ② 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権を尊重します。
- ③ 森林管理計画等の実行に当たり、職員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行います。
- ④ 職員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証基準・指標・ガイドライン(森林管理認証規格)の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施しするとともに、その実施状況の把握を行います。
- ⑤ 職員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行います。

第6 社会、経済的便益の維持および増進

- ① 緑の循環資源として、非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、村民や流域住民及び利害関係者等との連携を図り、雇用の拡大・地域経済の振興に努めます。
- ② 森林レクレーション等、村民・流域住民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、 入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策に努めます。
- ③ 森林レクリエーションや景観の維持等に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応 を行います。
- ④ 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林を保護します。
- ⑤ 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めます。
- ⑥ 森林管理は、科学的な研究結果に基づき実施されなければならないため、持続的な森林管理等に 係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めます。
- ⑦ 森林管理計画の策定に当たっては、森林整備計画で定める木材等生産機能維持増進森林及び公益 的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用に努めます。

第7 モニタリングと情報公開

- ① 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、定期的に実施します。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映するよう、必要に応じて見直しを行います。
- ② 長野県等が実施する全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行う場合は、その調査に対する協力体制を整えます。
- ③ 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めます。
- ④ 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重しつつ、その概要については一般に公開することを原則とします。

第8 森林管理基準の確保

① 森林管理計画等の実行に当たり整備を委託する場合は、委託先(施業実施者)に対して、SGEC 認証基準・指標・ガイドライン、モニタリング仕様等を特記仕様書等に示し、認証規格、生物多様性及び労働安全の確保に努めます。